

* * * * *
*
担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第10号） *
*
* * * * *

< 第10号の主な話題 >

「平成17年度全国担い手育成・確保推進研究大会」開催！（1月25日）

『認定農業者に対する支援策』

< Q&Aコーナー > 【認定農業者関係】

JAグループ広島、担い手育成を図るための県内全集落の調査を実施！

「平成17年度優良担い手表彰・発表事業」経営局長賞受賞者の概要

< 法人・土地利用型部門 >

「平成17年度全国担い手育成・確保推進研究大会」開催！

1月25日、「平成17年度全国担い手育成・確保推進研究大会」（主催：全国担い手育成総合支援協議会）が都内のJAホールにて開催されました。

大会午前の部は、17年度優良担い手表彰・発表事業において優良認定農業者、優良集落営農に選ばれた方々の表彰式、午後の部では農林水産大臣賞受賞者の方々の取組事例の報告に続き、今後の担い手の育成・確保策等について研究討議が行われました。

研究討議においては、

- ・土づくり等、1つのテーマを決めてみんなで取り組むこと、また、お互いの経営作目に関係なく地域内の交流を深めることを通じて担い手の輪を広げる。
 - ・新規就農、後継者の確保には、「儲かる農業」、「楽しい農業」をアピールする。
 - ・受賞者の方々のような特に優良な事例を広く紹介し、目標としてもらう。
 - ・「孫の代まで農地を維持する、永続的な仕組みを作る」という意識をもって地域で話し合いを進める。
 - ・基本構想の目標未達成者を、目標達成できるよう重点的に認定農業者にする。
- などの意見が出され、活発な議論が行われました。

各賞の受賞者一覧はこちらを御覧下さい。

→ http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060105press_4.html

受賞者の方々の経営概要をメルマガ第7号より各部門毎に紹介しています。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

「品目横断的経営安定対策のポイント」（雪だるまパンフ）&

「品目横断的経営安定対策とは？」（かまくらリーフレット）改訂版発行！

・「雪だるまパンフ」、「かまくらリーフレット」の1月23日改訂版を担い手ホームページに掲載しています。

・加入手続きのページが更新されたほか、ナラシ対策のメリットなどについて追加されています。是非、御覧ください。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>

< 担い手データ >

『認定農業者に対する支援策』

認定農業者への支援策は、19年産から導入される品目横断的経営安定対策だけではなく、農業経営の改善のための規模拡大や機械・施設の導入への支援など各種の支援策が準備されています。これらの支援策については、土地利用型農家だけでなく、畜産農家、園芸農家など、すべての認定農業者の方が対象になることができます。

認定農業者に対する主な支援策

○ 経営改善に向けた支援

全国、都道府県、地域の各段階で、「担い手育成総合支援協議会」が、認定農業者を対象に、経営の相談・指導や経営診断会を実施します。

○ 低利の政策資金の融通

スーパーL資金（農地や機械施設投資等のための長期資金を貸し付けします。）

貸付限度額：個人 1 億 5 千万円

法人 5 億円（一定の要件を満たした場合、最高 1 0 億円）

貸出金利：0.90%～1.60%（平成18年 1 月26日現在）

○ 税制の特例

機械、施設等の減価償却費を割増計上できます。（割増率：認定農業者 2 0 %）

○ 農用地の利用集積の促進

認定農業者から利用権の設定等の申出があった場合に、優先的に農業委員会が利用調整活動を行い、認定農業者への農用地の利用集積を促進します。

○ 農業生産基盤・機械施設の整備

各種補助事業等により、生産基盤の整備、リースによる機械施設の導入や、生産・流通・加工施設の整備等に対して支援します。

○ 担い手経営安定対策

稲作所得基盤確保対策に上乗せして、当該年の収入が基準収入を下回った場合に、その差額について 9 割の範囲内で補てんします。

なお、本対策の実施期間は18年産までであり、19年産からは品目横断的経営安定対策に移行します。

○ 農業者年金

認定農業者に対しては、月額の基本保険料 2 万円のうち最大 1 万円を補助します。通算すると最大216万円の保険料補助を受けることができます。

また、支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となるので、例えば月額保険料 5 万円の場合、年間12万円の節税となります。（税率20%の場合）

この他にも、都道府県・市町村等で独自の支援措置を準備しているところもありますので、お近くの市町村等にご相談ください。

・ 認定農業者制度の仕組み、支援策等について、農水省担い手HPを御覧下さい。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu2.htm>

<Q&Aコーナー>

【認定農業者関係】

Q： 新規認定農業者、また、既に認定を受けた認定農業者からも、認定農業者であることについて、対外的にPRを行ってほしいとの要望があります。どのようにしたら良いでしょうか。

A： 認定農業者であることを広く紹介することは、自身の意識の向上に繋がるばかりでなく、認定農業者制度の認知度が向上することによるビジネスチャンスの拡大、支援機関にとっても支援策の紹介をし易くなる等のメリットがあります。

このため、国では、認定農業者の方が認定を受けた時には、認定した市町村が、本人の同意を得た上で、認定に関する情報を支援機関に対して提供するとともに、市町村のホームページ等に掲載するよう取組を進めており、認定農業者の紹介が、市町村や地域の認定農業者組織の広報誌やホームページ等を利用して行われている事例がみられるところです。

また、認定農業者の愛称「いきいきファーマー」とそのロゴマークが作られていますので、これらを、シールや名刺、農産物の包装紙などに活用して、認定農業者及び制度の普及を進めていただきたいと考えています。

→ http://www.maff.go.jp/ninaite/korede_pamph.pdf

農林水産省ホームページのQ&Aコーナー

・ 担い手ホームページ『品目横断的経営安定対策関係Q&A』（ 1月23日更新 ）

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>

・ 米改革、環境保全対策についてのQ&A

→ http://www.maff.go.jp/syotoku_antei/qa.html



<地域の話題等>

JAグループ広島、担い手育成を図るための県内全集落の調査を実施！

（中国四国農政局発）

広島県の農業集落は、中山間地域を中心として、急速に過疎化・高齢化等が進展しており、集落内人口のうち 65 歳以上が半数を超え集落の機能の維持が困難となった「限界集落」や、崩壊する集落が出現するなど危機的な状況にあります。

そこで、JAグループ広島では、全国に先駆けて、担い手育成や元気な農業集落の実現を図るため、県内の全農業集落（4,748集落）において農業集落や農家の抱える問題点を把握することとしています。

この調査は、今年の2月～3月にかけてJAの役職員及びJA女性部・JA農青連が連携して戸別訪問を行い、各集落の「農業の形態」、「農地と耕作放棄地の過去の変化と今後の予測」、「農家戸数の増減とその要因」、「担い手農家の増減」、「農地管理・担い手・共同化・農産物流通に関する過去の変化と今後の予測」、「集落営農組織の有無」、「今後の農業経営のあり方」等を調査することとしています。

JAグループ広島では、今後この調査結果を基に農村の活性化や農業振興の突破口となる方策・支援策の検討を行うこととしており、また、19年産から導入される品目横断的経営安定対策の推進に活用することとしています。

・ 問い合わせ先：「JA広島中央会 総合企画課」TEL082-240-4061

「平成17年度優良担い手表彰・発表事業」経営局長賞受賞者の概要（敬称略）
< 法人・土地利用型部門 >

○ 岩手県江刺市 農事組合法人アグリコーポ^{こたしろ}小田代

岩手県第1号の特定農業法人として平成12年に設立。稲作を中心に、転作田で大豆、ブドウ、トマトを栽培するほか、JAの委託で水稻育苗施設とライスセンターの管理運営を行う。また、新規作目としてホオズキやリンゴ栽培に取り組み、集落の就労機会の拡大を目指している。学童の体験ほ場の設置など、地域の社会活動にも積極的に参加している。資金繰りなどの面で健全な経営を実践しつつ、利益追求だけでなく地域の農地・環境の維持と年金など社会保障整備を目標に経営を行っている。

○ 埼玉県美里町 有限会社みのり

第3セクター方式により平成13年に設立。ネギ、ブロッコリー、ブルーベリー等の生産・加工・販売、農作業受託、農機具リースなどを事業とする。離農や縮小農家にかわっての営農、パート雇用による就業の場の提供、ニガウリ等新規作目の導入と技術指導、商品開発（ブルーベリー茶等）と販路拡大、農業研修の受入れ等、地域の他の農家の先導的役割を果たしている。

○ 滋賀県高月町 有限会社もりかわ農場

初回認定時の5年間で法人化を達成。地域の信頼を得て借地により50ha規模を実現。低農薬など栽培方法の工夫により4品種9アイテムのコメを生産し、料亭・酒造メーカーとの契約販売などで販路を拡大。また、排水対策による小麦の単収増や大豆の耕起と除草剤散布の同時作業体系の確立、苗代シートによる育苗、パソコンでのほ場・経営・顧客管理等で生産効率を高め、労働時間の短縮と休日制を充実。就農希望者3名を雇用し担い手としての育成も行っている。

○ 広島県東広島市 農事組合法人^{しげかね}重兼農場

平成2年に設立され、平成10年に特定農業法人に認定。当初17haから隣接集落の農地の利用権設定により24.8haに拡大、オペレーター10名による作業受託をはじめ、水稻種子の契約生産とJA県中央会の委託による水稻育苗、障害者施設と連携した作業委託、生協との契約によるもぎとり園や市民農園の開設などに取り組む。農業経営の赤字脱却で集落にゆとりをもたらし、集落営農の組織化のモデルとして視察の受入れなど他への波及効果も高く、地域農業の発展に貢献している。

○ 鹿児島県西之表市^{しみず} 清水園芸株式会社

平成7年有限会社を設立、平成14年に株式会社化。フリージア球根の生産から販売を一手に扱い、借地での規模拡大と大型機械の導入で効率化を進め、規模14haで生産数量は日本一を誇っている。海外から優良品種を輸入し、切り花農家に安価で供給するとともに、病虫害防除や球根選別を徹底してウィルス罹病のない高品質な球根の生産・販売体系を実現。高収益と高い自己資本比率を維持するなど安定した経営を実践している。

< 編集後記 >

今号のトップでも紹介しました「全国担い手育成・確保推進研究大会」での大臣賞受賞者の方々は、「自らの経営だけでなく、地域全体の発展を目指す」という大変高い意識を持たれている方ばかりであり、そのお話を伺う中で、「その意識を周囲にも持ってもらいたい」というのが、皆さんの共通したお考えではないかと思います。そのために、「自らが率先して経営改善・向上に取り組む」とともに、「日頃の交流を大事」にし、厳しいだけでなく「楽しい部分をアピール」することなどが必要なのだと感じました。行政・関係団体においても、今回の受賞者の方々の意見を参考に今後の活動に取り組んでいきましょう。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、ご要望等を下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日：随時発行（週1回程度）
発行元：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>

メルマガ読者の皆様へ

本メルマガも今号で、第10号を迎えることができました。

配信登録してくださっている皆様に感謝を申し上げます。

引き続き、皆様に活用していただけるメルマガを目指してまいりますので、本メルマガに対する御要望・御意見等を下記のアドレスまでお寄せ下さい。

今後のメルマガ編集に反映させていただきます。

今後とも本メルマガを御愛読のほど、よろしくお願いいたします。

（メルマガ編集担当）

E-mailアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp